

## 平成22年度の入札・契約制度の改正について

呉市水道局 管理部 財務課

入札・契約制度における透明性の確保、公正な競争の促進及び適正な履行の確保等を図るため、平成22年4月1日以降に発注するものから次のとおり制度改正を行います。

### 1 建設コンサルタント等業務及びその他委託・役務業務における最低制限価格制度の導入

過度な価格競争によるダンピング受注や粗雑業務を防止するため、平成22年4月1日以降に発注する建設コンサルタント等業務（測量、地質調査、建築・補償・土木関係コンサルタント、漏水調査等）及びその他委託・役務業務（警備、清掃、保守管理、保安業務等）において、「最低制限価格制度」による入札を実施します。これにより、従来の低入札価格調査制度を廃止します。

### 2 建設工事等における最低制限価格制度の改正

公共工事の品質を確保するとともに、建設業に係る企業、業界等の健全な育成を図るため、平成22年4月1日以降に発注する建設工事及び建設コンサルタント等業務の入札案件に適用する「最低制限価格制度」について、次のとおり改正します。

最低制限価格＝最低制限基準価格（A）×ランダム係数（B）

（A）最低制限基準価格の算出方法

①建設工事

直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費のそれぞれに一定の割合を乗じて求める。

②建設コンサルタント等業務

直接業務費及び間接業務費のそれぞれに一定の割合を乗じて求める。

（B）ランダム係数の算出方法

入札案件ごとに、コンピュータで乱数を発生させて求める。

### 3 建設工事における中間前払制度の導入

公共工事の円滑な施工を図るとともに、中小企業の資金繰りの支援及び地元建設業界の健全な育成を図るため、中間前払（2割）制度を導入します。

この制度は、請負代金が200万円以上の建設工事のうち、前払金として請負代金の4割を支払い、かつ、所定の要件が具備された建設工事について、中間前払金として請負代金の2割の追加支払を行うものです。

#### 4 不正行為の排除の徹底

不正行為の排除を徹底するため、局発注工事において談合、独占禁止法違反行為、暴力的不法行為等を行った者に対する指名停止について、その期間を現行の最長24か月から最長36か月に延長します。

また、談合その他の不正行為があった場合等の損害賠償の予約額について、現行の「契約金額の10分の1」から「契約金額の10分の2」に増額します。

#### 5 工事成績評定活用による公共工事の品質確保

公共工事の良好な品質の確保及び技術力に優れた企業の育成を目的として、「呉市水道局請負工事成績評定活用要領」により、局発注工事の評定結果が年間を通じ優秀な請負者に対しては表彰し、不良な請負者に対しては入札参加制限等の措置を行います。

#### 6 配水管布設工事における配水管工技能者雇用等の義務付け

既に局ホームページにおいて公表しているところですが、配水管布設工事の良好な品質の確保を目的として、平成22年4月1日以降に発注する当該工事のうち、口径50mmを超える案件について、入札参加資格として次の項目を求めます。

- ①配水管工技能者を1名以上雇用していること。
- ②配水管工技能者を1現場に1名常駐させること。
- ③付随する小口径配水管布設工事及び給水管切替工事において、給水装置工事配管技能者を配置すること。

さらに、口径500mm以上の案件では、入札参加資格として上記3項目に加え次の項目を求めます。

- ①大口径配水管工技能者を配置すること。

※配水管工技能者とは、耐震継手管の配管・接合に関する知識や技能の修得を目的として、(社)日本水道協会 (<http://www.jwwa.or.jp/>) が認定した資格

※大口径配水管工技能者とは、配水管工技能者の資格を得た者で口径500mm以上の耐震継手管の講習会を受講した者に付与される資格

※給水装置工事配管技能者とは、配水管から水道メータまでの給水装置工事について適切な技能を有する者として、(財)給水工事技術振興財団 (<http://www.kyuukou.or.jp/>) が認定した資格